# さいしん

第 25 号

2009 年 2 月 1 日発行

袴田巌さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巌さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/



## 法務大臣への署名提出は
## ２月 27 日に決定！

## 成年後見審判、
## 原審判（東京家裁）破棄 !!
## 差し戻し決定出る !!

## 袴田さんと１年ぶりに
## 面会実現 !!!

# Contents


| | | | |
|---|---|---|---|
| ○報　　告 | 成年後見審判、原審判 ( 東京家裁 ) 破棄・差し戻し決定出る | 石井 …… | 2 |
| ○報　　告 | 袴田さんと 1 年ぶりに面会実現 ! | 福田 …… | 3 |
| ○レポート | 法務大臣への署名提出について | 福田 …… | 5 |
| ○レポート | 袴田事件 スウェーデンラジオにて放送 | 荒井、豊島、平野 | 6 |
| ○レポート | 11・15 専大シンポに参加しました | 福田 …… | 8 |
| ○レポート | 1986 年 2 月、エドサ通りを埋め尽くした民衆はマルコス独裁政権を倒しました。 | 石井 …… | 8 |
| ○レポート | イギリスの刑事事件再調査委員会について ~ その 1 | 石井 …… | 10 |
| ○レポート | 「袴田再審支援」の故・武田敦史先生を偲ぶ会 | 江口 …… | 10 |
| ○レポート | 1・18 清水集会報告 ! | 福田 …… | 11 |
| ○レポート | 1・25 清瀬・救う会公開学習会にて新田会長の講演がありました。 | 豊島 …… | 12 |
| ○トピック | 映画紹介『ポチの告白』 | 福田 …… | 13 |
| ○会員向け報告 | 袴田巖さんの再審を求める会再建計画 | 求める会事務局 | 14 |
| ○メッセージ | 会報をお読みの皆様からのメッセージを紹介します。 | 石井 …… | 14 |
| ○会員向け報告 | 2008 下期会計報告 | 求める会事務局 | 15 |
| ○会員向け報告 | 袴田巖さんや袴田事件への思いを募集 !! | zan …… | 15 |
| ○活動報告 | 活動日誌、活動予定、編集後記 | 求める会事務局 | 16 |


# 成年後見審判、原審判 ( 東京家裁 ) 破棄！！




# 差し戻し決定出る！！

2008 年 12 月 19 日、東京高裁は「袴田巖さんへの成年後見開始審判申し立て却下に対する即時抗告 ( 原審・東京家裁 )」について原審判破棄・東京家裁に差し戻す決定を出しました。

袴田さんがこれまで受けた判決や決定の中ではじめて積極的内容を持つものです。詳しくは、資料にある原文を読んでいただきたいのですが、要するに東京家裁での審理は不十分であり、成年後見の制度趣旨からみても補佐開始の審判すら相当でないとした判断は結果として相当でないと指摘しています。

ただ、そうであるなら本人 ( 巖さん ) や申立人 ( ひで子さん ) の権利保護のために迅速に自判して、東京高裁が成年後見開始または補佐開始の決定を何故できないのか、しないのかは大いに不満です。自判しない理由すら一切述べられていません。人権軽視の司法の本音がこんな所にも顔を出している気がして残念です。

さて、差し戻しの審判の行方がどうなるのか現時点では不明ですが、東京家裁は速やかに判断を出さざるを得ないでしょう。本年中には最低でも補佐開始の決定を得られる可能性が出てきたと期待しています。そうなれば当然にひで子さんを請求人としている第二次再審請求に正当性を得て実質審理に持ち込めることになるでしょう。そうなれば事実調べを実現すべく弁護団の活動もさらに活発化して行くでしょう。

また現在、支援者を中心に進めている死刑執行停止命令を法務大臣に求める活動も何らかの具体的方法で訴えて行ける新たな段階に進めるだろうと期待しています。■

# 袴田さんと１年ぶりに面会実現！




一昨年 12 月 11 日にボクシング協会の新田会長と本会の鈴木前事務局長が面会して以来、姉のひで子さんも含め誰の面会依頼も拒否していた袴田さんが、昨年 12 月 10 日 ( 水 ) ほぼ 1 年ぶりに新田会長の面会依頼に応じてくれました。以下はその時の様子を私が記したメモです。

面会メモ
**面会者**：新田渉世・( 福田勇人 )
**年月日**：2008 年 12 月 10 日 ( 水 )
**場所**：東京拘置所 10 階 5 番面会室
**経過概要**：

13 時 55 分、新田と福田で一般面会受付。

14 時頃、拘置所が福田の面会不許可を通知。新田に緑色の面会整理表を交付。面会受付番号 126 番、面会実施フロアは 10 階と記載。

14 時 20 分、126 番の呼出アナウンス。ただし面会実施フロアは 8 階と指示。新田が面会室に向かう。

14 時 25 分頃、1 階ロビーで待機していた福田のところに拘置所職員が来て受付番号 125 番の整理表を提示し 126 番の整理表と交換するよう指示。126 番の整理表は新田が携行し、すでに 8 階の面会室に向かったと福田が職員に説明。職員は慌てて面会室の方へ向かう。

その頃 8 階に行った新田は、同じ 126 番の整理表 ( ただし色はピンク ) を持った別の面会人と遭遇。拘置所側のミスで、新田には 125 番の整理表を渡すべきところを 126 番と誤記した整理表を渡したことが判明。なお、125 番は 14 時 10 分頃にはすでに 10 階での面会を指示するアナウンスがされていた。その後新田は 10 階に移動し 5 番面会室に入る。

14 時 30 分頃、面会開始。袴田さんの服装は、タートルネックシャツと襟付きのセーター。ともに色はエンジ。下はグレーの作業ズボン。短髪で顔色は良く、以前よりふっくらした感じ。

以下やり取りの概要。
新田：ボクシング協会の新田です。覚えてますか？
袴田：覚えてるよ。
新田：一年ぶりに会えて嬉しいです。ずっと面会できなかったので。
袴田：( 特に反応なし )
新田：元気ですか？
袴田：元気だよ。健康だ。
新田：食欲はありますか？
袴田：粗食だけど、2 時 45 分まで休めるから十分だ。
新田：運動はしてますか？
袴田：運動もしてる。
新田：ボクシングの練習もしてますか？
袴田：ボクシングの本が送られれば見る。『ボクシングの真実』という自分が書いた本があるから確認してくれ。
新田：( 実物を見せながら ) 今日もボクシング雑誌を持ってきたので後で差し入れます。今は日本に世界チャンピオンがたくさんいます。
袴田：よく聞こえない。何を言ってるのかわからん。耳に色んな虫が入ってきて統一されてない。耳がよくないから、今日はそれを報告しようと思った。
新田：いつから悪いんですか？
袴田：( よく聞き取れない様子 )
新田：お姉さんもよろしくと言ってました。
袴田：何を言ってるのかわからん。だから面会しても意味がない。( 書記担当刑務官にもう終わりにしてくれるよう依頼 )
刑務官：( 新田に対し ) どうしますか？
新田：今日はもう終わりにしましょう。また来ます。
袴田：おう、わかった。
14 時 35 分頃、面会終了。

**差し入れ**：ボクシング雑誌 2 冊・お花・さいしん第 24 号
**新田会長の感想**：

袴田さんが何度もよく聞こえないというのでアクリル板に近づいて大きな声で話したが、本当に耳が聞こえないような素振りを見せるときもある一方、ちゃんと聞こえているときもあるので、医学的に聴覚障害があるのかどうかよくわからない。よく聞こえないことについて本人もイライラしているような様子。

この日は耳の変調を訴えて 10 分も経たないうちに面会を打ち切ってしまった袴田さんでしたが、兎にも角にも私たちの前に姿を見せてくれたことで、昨年 3 月最高裁によって再審請求が棄却されてからやや沈滞ムードに包まれていた私たちに一筋の光をもたらしてくれました。

それから 6 日後の 12 月 16 日 ( 火 )、毎年袴田さんへ送っていた激励決議文が昨年に限って拘置所の判断で返送されたことに対し日本国民救援会がひで子さんとともに拘置所に抗議の申入れを行ったのですが、その申入れの前にひで子さんが面会を試みたところ袴田さんがそれに応じて面会が実現しました。

ひで子さんの話によると、やはりこの日も袴田さんは耳がよく聞こえないと訴えていたそうですが、今までにないほど元気そうで「普通の顔」をしており、最後にひで子さんが手を振ると袴田さんは手を振り返したとのことです。その後ひで子さんと国民救援会の方々は拘置所の事務室に移動し、ひで子さんは袴田さんの健康状態について拘置所の調査官から報告を受けたそうです。それによると袴田さんは現在体重 49 キロ、糖尿病の薬は飲んでおらず、血圧は 140 位だそうです。また、ひで子さんが調査官に対し「糖尿で差入れ食の制限がある」と言うと、調査官は再度確認すると回答したそうです。体重が少し軽いことが気になりますが、拘置所の食事だけで何十年と過ごしていれば自然とこの位の体重になってしまうのかもしれません。

今年に入ってからも袴田さんは 1 月 15 日 ( 木 ) に新田会長と、さらに 1 月 30 日 ( 金 ) にはひで子さんと続けて面会に応じています。依然耳の変調があり、妄想の世界の話もするようですが、新田会長にはシャドーボクシングの様な仕草をしながら新田ジムの選手に対して的確な技術的アドバイスを授けたそうです。そして、驚いたことにひで子さんには「( 拘置所を ) 出る準備をせにゃいかんから、背広と靴を差し入れてくれ」「これも支援してくれた人たちのお陰だからよろしく言ってくれ」と話したそうです。この言葉を私たちはどう受け止めればいいのでしょうか。不断に襲いかかる死刑執行の恐怖によって自己を崩壊させられた一因は、裁判所の堅牢な壁を突き破ることができなかった私たちの非力にあったにもかかわらず、そのだらしのない支援者に対して感謝の言葉を口にした袴田さん。私たちは今度こそ再審開始決定と無罪判決という背広と靴を袴田さんに差し入れなくてはなりません。■

（福田）



東京拘置所。袴田巖さんは今もこの中で「死刑囚」として冤罪と闘っている。



拘置所前で面会の様子を語る新田会長 (2009 年 1 月 15 日 )

# 法務大臣への署名提出について

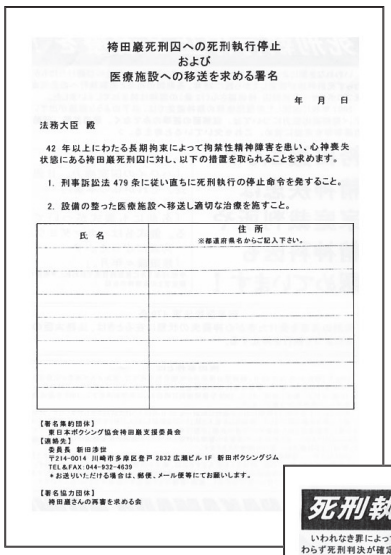
昨年９月から東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会が中心となって展開している、「袴田巖死刑囚への死刑執行停止および医療施設への移送を求める署名」活動が今月いよいよ大詰めを迎えます。

この活動の趣旨は、刑事訴訟法第 479 条「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」との規定を遵守すべし、すなわち、昨年弁護団が袴田さんの精神状態について独自に意見を求めた日本精神神経学会所属の精神科医や、「心神喪失」の解釈について論じた刑事訴訟法学者が、現在袴田さんはその条文に書かれている「心神喪失の状態に在る」と結論付けたのだから、法務大臣は袴田さんに対して死刑執行の停止命令を直ちに発し、加えて「心神喪失の状態」から回復させるために設備の整った医療施設に袴田さんを移送し適切な治療を施すよう訴えることにあります。これは何も死刑制度の即時廃止を求めるものではなく、現に存在する法律をきちんと守って下さいと政府に求めているに過ぎません。日本が法治国家であれば当然に行われるべきことなのです ( ただし法律はたとえ法務大臣が死刑執行停止命令を発したとしても外部の病院に移送しなければならないとまでは規定していません )。

ところで、当初は弁護団が法務省に要請行動を実施した昨年 11 月 7 日に、集めた署名を提出するつもりでしたが、それでは収集期間が短すぎて十分な数の署名を集められないためにその計画を断念しました。その後、袴田巖支援委員会の新田委員長が精力的に各方面に署名の協力要請を行い、「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巖さんを救う会」をはじめとする袴田さんの救援団体だけでなく、「JR 浦和電車区事件」や「狭山事件」の支援団体、「日本国民救援会」など他の冤罪事件関係団体が協力してくれることになりました。とはいえいたずらに収集期間を長引かせるのは得策でないとの判断から、できるだけ早期の提出を目指してその時期を模索していたのですが、いよいよこの度署名提出日を今月 27 日 ( 金 ) に定め、今後は法務省や協力団体とスケジュールの調整を進めて行くことになりました。

これまで署名に協力していただいた方、どうもありがとうございます。署名提出までにはまだ少し時間がありますので、まだ署名されていない方はもちろん、すでにされた方でも家族・恋人・友人・知人・上司・同僚・先輩・後輩・ご近所さんからお客さんまで、まだ署名されてない方がいれば声を掛けていただき、一筆でも多くの署名を法務大臣に宛てて届けたいと思います。なお、署名用紙と趣旨説明ビラは東日本ボクシング協会のホームページ (http://jpbox.jp/) からダウンロードすることができますのでご利用下さい。

FREE HAKAMADA NOW! 今こそみんなの力を袴田さんのために結集させましょう！■



袴田巖死刑囚への死刑執行停止
および
医療施設への移送を求める署名

年　月　日

法務大臣　殿

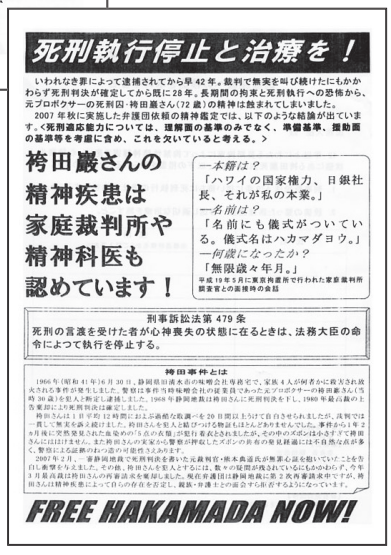
42 年以上にわたる長期拘束によって拘禁性精神障害を患い、心神喪失状態にある袴田巖死刑囚に対し、以下の措置を取られることを求めます。

1. 刑事訴訟法 479 条に従い直ちに死刑執行の停止命令を発すること。
2. 設備の整った医療施設へ移送し適切な治療を施すこと。

| 氏名 | 住所 ※都道府県名からご記入下さい。 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

【署名集約団体】
東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会
【連絡先】
委員長　新田渉世
〒214-0014 川崎市多摩区登戸 2032 広瀬ビル 1F 新田ボクシングジム
TEL&FAX：044-932-4620
＊お送りいただける場合は、郵便、メール便等にてお願いします。

【署名協力団体】
袴田巖さんの再審を求める会



死刑執行停止と治療を！

いわれなき罪によって逮捕されてから早 42 年。裁判で無実を叫び続けたにもかかわらず死刑判決が確定してから既に 28 年。長期間の拘束と死刑執行への恐怖から、元プロボクサーの死刑囚・袴田巖さん（72 歳）の精神は蝕まれてしまいました。
2007 年秋に実施した弁護団依頼の精神鑑定では、以下のような結論が出ています。＜死刑適正能力については、理解面の基準のみでなく、準備基準、援助面の基準等を考慮に含め、これを欠いていると考える。＞

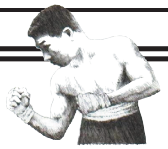
袴田巖さんの精神疾患は家庭裁判所や精神科医も認めています！

―本籍は？
「ハワイの国家権力、日銀社長、それが私の本業。」
―名前は？
「名前にも儀式がついている。儀式名はハカマダヨウ。」
―何歳になったか？
「無限歳々年月。」
平成 19 年 3 月に東京拘置所で行われた家庭裁判所調査官との面接時の会話

刑事訴訟法第 479 条
死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。

袴田事件とは
1966 年（昭和 41 年）6 月 30 日、静岡県清水市の味噌会社専務宅で、家族 4 人が何者かに殺害され放火される事件が発生しました。警察は事件当時味噌会社の従業員であったボクサーの袴田巖さん（当時 30 歳）を犯人と断定し逮捕しました。1968 年静岡地裁は袴田さんに死刑判決を下し、1980 年最高裁の上告棄却により死刑判決は確定しました。
袴田さんは 1 日平均 12 時間におよぶ過酷な取調べを 20 日間以上もうけて自白させられましたが、裁判では一貫して無実を訴え続けました。袴田さんを犯人とする証拠はほとんどありませんでした。事件から 1 年 2 カ月後に突然発見された血染めの 5 点の衣類（5 点目は有罪とされましたが、その中のズボンははかせようとしても袴田さんには合いません。また袴田さんの実家から警察が押収したズボンの所有者の発見経過には不自然な点が多く、警察による証拠のねつ造の可能性さえあります。
2007 年 2 月、一審静岡地裁で死刑判決を書いた元裁判官・熊本典道元裁判官が無罪心証を抱いていたことを告白し衝撃を与えました。その後、袴田さんを犯人とするには、数々の疑問が残されているにもかかわらず、今年 3 月最高裁は袴田さんの再審請求を棄却しました。現在弁護団は静岡地裁に第 2 次再審請求中ですが、袴田さんは精神疾患によって自らの存在を否定し、裁判・弁護士との面会すら拒否するようになっています。

FREE HAKAMADA NOW!



# 袴田事件
## スウェーデンラジオにて放送！



昨年、スウェーデンラジオ（Swedish National Radio, Swedish broadcasting corp）のアンダース氏が袴田ひで子さんを訪ね袴田事件についてのインタビューを行ない、去る 2008 年 10 月 20 日にスウェーデンにて放送されました。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

Swedish National Radio, Swedish broadcasting corp.
放送日時：2008 年 10 月 20 日 午後 4 時 35 分～ 45 分

きょうは日本における死刑の話です。

国際的に死刑を問題にする時には、おもに中国、アメリカ、イランに注目するのが通常だが、日本も死刑執行国である。今年はすでに 13 人死刑に処され、100 人以上が刑の執行を待っている。

袴田巌は、そのうちでもよく知られている死刑囚の一人。無罪を主張している殺人罪で 40 年以上も監禁されている。

スウェーデンラジオのレポーターは、袴田の無実を訴え続け、40 年以上を費やして闘っている彼の姉を訪問した。75 歳の袴田ひで子は背筋を伸ばして、私の正面のソファーに腰かけている。少し神経質に絶えず指を組み替えたりしているが、72 歳になる弟の釈放を強く念願し続けて運動していることは疑う余地もない。40 年あまり弟の無実を訴え、釈放を要請している姉ひで子は、

”私は負けない、勝利を獲得する”

と話す。

東京から新幹線で西南に一時間半ほどの浜松にある、簡素ながら趣味の良い家具が置かれた一室で、ひで子は 1967 年に弟が殺人の疑いで逮捕されてからの事情を話した。

”私は非常にショックを受けました。弟が犯罪者だなど、とても信じることが出来ませんでした”

袴田巌は、彼が働いていた工場の工場主とその妻、二人の子供を殺害した疑いで起訴され、死刑の判決を受けた。

彼は尋問では殺人を自白したが、裁判では無実を訴えた。彼は警察 ( 官 ) が暴力で彼に無理矢理自白させた ..... と訴えた。彼の弁護士によると彼は 23 日間に 264 時間も尋問され、尋問は 16 時間休み無しに行なわれた。もしも警察が確実な証拠を握っていたならば決してそのような手段はとらなかったであろう。たとえば殺人犯が着ていたといわれる血染めのズボンは、よく鍛えられた元プロボクサーの袴田にはとても小さすぎた。

現在彼は 103 人の死刑囚の一人である。日本の死刑囚は法律上の理由で刑務所ではなく、絞首による死刑執行まで拘置所に入れられている。

”私は昨年の 11 月に面会してきたが、その時彼は少し混乱した様子で、もうじき家に帰れるようなことを言い、なにかの都合でそれが遅れているらしいなどと言っていたのが、どうもよく分からない。面会も止めた方が良いとか、彼はなにか思い違いをしている様子だった。”
とひで子は話す。

”日本では上訴して判決を変えさせる可能性はほとんど無いと言っても良い、裁判所が再審を拒む理由は、そのようなことでは司法機関が機能しないことを意味して、社会的不安感を招くからだ .....”
とアムネスティ日本事務局寺中氏は語る。その論点がいかに矛盾して馬鹿げている、と彼が思っているかを隠すことができない様子であった。

”考えてもご覧なさい .....”
彼は私を見据えて、

”日本の法廷では 99% の判決が告訴の通りに被告に下されるのですよ。”
と語る。そして、袴田に関してアムネスティ日本は 2 つの点を特に強調して戦っている。

”法律的に正当な再審をうける権利と、もっと重要な死刑の廃止。しかし、これは非常に困難な目標である”
と彼は言う。

最近の統計では 90% が死刑を支持していると言われる。どうしてそんなに多数が死刑を支持しているのか？

との答えを得るのは非常に難しい。この問題がいかに微妙であるかを、日本人にこの話題を持ちかけるたびに感じさせられた。しかし、一人のジャーナリスト吉田氏はいくつかの解釈を示した。

”もし誰かがひどい殺人を犯したとする。どうして犯人も同じように罰してはならないのか？続けて、日本は社会的に安全な国であるから、これから先も同じ状態が続いていくためには社会から犯罪者を取り除かなければならない。”

日本人に死刑廃止の考えを広めるために、アムネスティ日本はフィルムキャンペーンなどを使って、どのような理由があろうと人が人を殺すのは正しくない事であるという考え方や統計によって、重犯罪事件は死刑があっても減ることがない事実を知らせようと務めている。

1989 年から 1993 年までモラトリアムと称して死刑執行中止の時期があり、日本人の間に死刑廃止論者が増加し、特に死刑は人権侵害との認識が広まった。
しかし、吉田氏は

”我々は人権を尊重するが、殺人者の人権？被害者の人権？被害者の家族の人権？どれが一番重要なのか”
と、私を見据える。

アムネスティ日本によれば、この問題で日本がイラン、サウジアラビアや中国と並んで批判されている事実について日本人は全く無関心である。また日本における死刑執行の手順、本人には執行の直前に知らされ、家族には知らせず秘密裡に行なわれる ..... は国連の人権宣言に反する、と言われている。

日本でも一部の政治家は死刑廃止運動に賛成してはいるが、アムネスティ日本によれば、死刑賛成が大多数であるために自分の意見を公開しない。

この件で大きい変化が近い将来に起こることは期待できない。最近首相に就任した麻生氏にとってこれは重要な政治問題ではないので、何かを変えるとは思えない。

来年から一部の刑事裁判で裁判員制度が取り入れられる予定だが、アムネスティ日本は一般人の犯罪に対する考え方から見て、むしろ死刑囚が増えるのではないか ..... と恐れている。しかし、近いうちに死刑に対する一般人の考え方が変わるだろうと期待するのは現実的ではないが、少しずつでも小さな疑惑の種を蒔いていくことで変化が起きることを期待している。

袴田の身に何が起こるのかも全く分からないが、一昨年のはじめに少し望みをかけられるようなことが起こった。

それは、40 年以上前に死刑を宣告した 3 人の裁判官のうちの 1 人が退官後、公に

”自分は袴田を無罪と信じていたが、他の 2 人に強要されて同調しなければならなかった .....”
と語った。

この裁判官の言動は日本では実に前例のない出来事で、法曹界から強い批判を受けた。しかし、アムネスティ日本、袴田巌の弁護団、その他支援者、姉のひで子は再審を受けられるのではないかと期待したので、最高裁判所が再審の要求を却下した時の落胆は大きかった。

40 年以上も弟を助け出すために、死刑を無くすために働きつづけてきたのに、今まで何の成果をも得ることができなかった姉ひで子に通訳を介して、投げ出そうと思ったことはなかったのか？と問うと、

”それはありません”
との答えが返ってきた。

アンダース　レポーター

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

アンダース様

遠いスウェーデンよりよくお尋ね下さいまして、大変有り難うございました。感謝申し上げます。一日も早い再審開始をがんばって参ります。

アムネスティー日本の方々、弁護士、支援者の皆様方も一生懸命でございます。もちろん私もです。

今度お会いできる時には、よいお知らせができることを祈っております。

袴田ひで子

↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓

以下は、上記袴田ひで子さんのメッセージの英訳です。

Dear Mr.Anders

I was very grateful to have you here in Japan, faraway from your country, Sweden.
I will do my best to let the Jury start again. The members of Amnesty Japan, my brother's lawyers, his supporters, and I are giving all our efforts on his case to be corrected.
I would like to let know a good news when I meet you next time.

Hideko Hakamada

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

アンダース氏が 9 月 28 日袴田ひで子さん宅で取材をした際、「日本のような先進国に死刑制度があるとは思わなかった。」と話された事を聞き、このインタビュー

がどのように放送されるのか知りたいと思い、スウェーデン在住 47 年の桃子・シャークイストさんに依頼し、聞き取れたスウェーデン語を日本語に翻訳されたスクリプトを受け取った。( 感謝 )

日本語スクリプトをアムネスティ日本の方々に見ていただき特殊言語等の手直し等を受け、一部削除はあるが原文通り掲載した。

この日本語スクリプトを掲載した会報「さいしん」をアンダース氏に送ること、そして商用には使用しないとの約束のもと、「さいしん」に掲載いたしました。■

（荒井、豊島、平野）

## Free Hakamada Now!!! 11・15 専大シンポに参加しました

専修大学今村法律研究室主催の第 3 回公開シンポジウム『裁判員制度で、冤罪は防げるか』が昨年 11 月 15 日に専修大学神田キャンパスで開かれました。2006 年 9 月に開催された第 1 回シンポジウムで本会の鈴木前事務局長が「袴田事件」のアピールをさせていただいた ( 本誌第 10 号参照 ) つながりで、毎回「袴田事件」については時間を取ってもらっており、今回のシンポジウムでもひで子さんの支援アピールが行われ、またパネルディスカッションでは弁護団の小川秀世弁護士がパネラー参加しました ( 詳細は付属資料編の 2008 年 12 月 15 日付『ニュース専修』を参照 )。基調講演・パネルディスカッションとも豪華な顔ぶれでしたが、会場に足を運んだ参加者がやや少なかったことは残念でした。

本会は毎回シンポジウム会場入口付近にブースを設置させていただいており、チャリティー T シャツや書籍販売、カンパのお願いなどを行ってきました。この様な場を提供していただいた今村法律研究室室長の矢澤曜治教授と専修大学の関係者の方々には改めてお礼を申し上げます。

ところで袴田さんの支援活動の大きな課題は学生など行動力に富んだ正義感あふれる若い人たちをいかに支援の輪に取り込むかにあり、その意味でも専修大学のこうした取り組みに参加できることは大きなチャンスなのですが、なかなかその機会を上手く利用することができずにいます。清水の救援会が毎年静岡大学の人権に関する講義で袴田さんの話をさせてもらっているように、今後は本会も大学の先生方と協力関係を築き、日本の死刑制度や刑事司法制度が抱える様々な問題点を論ずる時のモデルケースとして「袴田事件」を講義で採り上げて学生たちに「袴田事件」を知ってもらい、さらに支援活動に参加することの意義を積極的に伝えていければよいと思います。■

（福田）









## 1986年2月、エドサ通りを埋め尽くした民衆はマルコス独裁政権を倒しました。

あれから20年以上が経過しました。フィリピンでその時生まれた様々な民主化の流れの中で「死刑制度廃止の活動」について報告を聞く機会がありました。「死刑に異議あり！キャンペーン」の一環で開催された「人の使い捨て、命の使い捨て～貧困から考える死刑～」(2008.12.14 於：明治大学) でのフィリピン人権情報センター職員：トレーシー・バビコさんのお話を紹介します。

フィリピンではアキノ大統領のもと1987年に憲法上死刑が廃止されましたが、次のラモス大統領のもと1993年には再び死刑が復活しました。しかしアロヨ現大統領のもと2006年に再び死刑制度が廃止され、仮釈放の無い終身刑も導入される形で現在に至っています。そして国際人権規約の第二選択議定書の批准を求めて完全なる死刑制度廃止をもとめる活動が続いています。また仮釈放の無い終身刑も非人道的刑罰として明らかに人権基準に反しているためこれの改廃も追及しています。

フィリピンでは1987年まで基本的に抑圧の手段として死刑が行われてきました。また軍や警察による非合法な処刑は現在も続いています。絶対的貧困層の存在はより問題を深刻化してきました。死刑囚の81.8%の人々が最下層の人々であり、73.1%の人々が月10000ペソ以下の収入しかない貧困層です。さらに52.2%は極めて貧しく、教育・雇用の機会に恵まれておらず水道も電気も無い生活水準の人々です。そして事件を起こしても満足な弁護を受けていません。

こうした状況の中でフィリピンでは死刑廃止のための連合体が組織されました。カソリック、プロテスタント、学生・学者・法律家、社会運動家、死刑囚の家族など150以上の組織が参加した大連合MTB-MRJ「死刑に反対する人々―修復的司法への運動」がつくられました。そこで行われたキャンペーンでは、刑事司法を解説する展覧会や文化活動などを大きな都市で展開しました。そこでは単純で強いメッセージを出すことを心掛けました。「私たちは野蛮な時代に逆戻りするのですか？人が人を殺すことは絶対的な悪であり、どんな人でも殺してはいけない。刑罰の問題ではなく人としての基本的な要素である」などです。死刑廃止論の主張と存置論への積極的反駁に力をいれました。さらに死刑囚の実態調査とりわけ女性死刑囚の問題をジェンダーの視点も入れて調査・研究しました。また修復的正義の考え方を強調し、応報主義に対抗する考え方として採り上げました。次に、国の責任を要求し、国際人権規約を批准すべき責任を明確に主張しました。同時に政府との対話の道は常に確保するようにしてきました。さらに国連でのロビー活動と世界的組織との連携にも力をいれました。

こうした活動の積み重ねでフィリピンでは死刑廃止にこぎつけましたが、その後も人権情報センターとして人権と司法に関するプログラムの実施や政府機関とNGOとの間で刑務所改革に関する取り組みも進めています。■

(石井)



## イギリスの刑事事件再調査委員会について

～その１

以前にも会報誌上で紹介しましたイギリスの刑事事件再調査委員会について、そのホームページを参考に紹介してみます。前提となる司法制度の違いはかなりありますが、日本における刑事再審制度の改革への参考になるだろうと思います。

「イギリスの裁判所は、一般的な管轄権のある上位裁判所とそれ以外の下位裁判所に大別されます。上位裁判所には、高等法院 (High Court of Justice) 、刑事法院 (Crown Court) 、控訴院 (Court of Appeal) ― これらは合わせて「最高法院」(Supreme Court) と呼ばれます、及び最高裁判所としての貴族院があります。それらの所在地はロンドンに一カ所だけですが、刑事法院は実際には 80 か所以上で開廷されます。これら上位裁判所はイギリスの裁判所の中心を占め、その判例は法としての力をもちます。しかし、各地の県裁判所 (county court) や治安判事裁判所 (magistrates' court) といった下位裁判所が多くの事件を取り扱い、裁判制度の基礎を支えています。なお、以上はイングランドとウェールズの制度であって、後述するように、スコットランドと北アイルランドには別個の裁判制度が存在します。

これら裁判所の裁判官は、日本のような官僚組織に編成されていません。裁判官は長年経験を積んだ法律家の中から任命されます。また、軽微な刑事事件を取り扱う治安判事裁判所の裁判官のほとんどは、今でも無給の素人 ( 非法律家 ) 裁判官です。」(( 財 ) 自治体国際化協会編「地方公務員のための『イギリス憲法』入門」より )

イングランド、ウエールズ、北アイルランドを管轄地域とする CCRC(Criminal Cases Review Commission 、http://www.ccrc.gov.uk/index.htm) は 1995 年　の Criminal Appeal 法より 1997 年に設立された独立の公的機関です。そこではこの地域での刑事裁判における誤判に対する異議申し立てを調査し、必要と認められたケースを控訴院に付託することを任務としています。委員会はバーミンガムに拠点を置きおよそ 50 人の専門スタッフを中心に約 100 人のスタッフ、管理スタッフによって支えられています。この委員会は完全に独立しており検察側にも、弁護側 ( 申請者側 ) にも立つものではありません。下表は 1997 年から 2008.12.31 現在の処理件数です。

| | |
|---|---|
| 申請された総数 | 11,353 件 |
| 待機中 | 201 件 |
| 現在調査中 | 398 件 |
| 調査完了 ( 控訴院に付託 ) | 10,754 件 (412 件 ) |
| 控訴院での審理 ( 原判決を破棄 )( 原判決を支持 ) | 382 件 (271 件 )(111 件 ) ■ |

（石井）

## 「袴田再審支援」の故・武田敦史先生を偲ぶ会

「袴田再審支援」の故・武田敦史先生を偲ぶ会が開催されました。

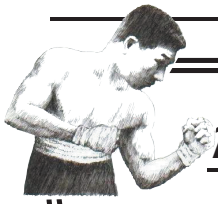
昨年 12 月 14 日 ( 日 ) 午後、世田谷区内のレストランで、武田さんの奥様、袴田秀子さん、免田栄さん、「無実の人々を救おう！連絡協議会」のメンバーであった人達、「人権と報道・連絡会」、そして「袴田再審支援」に関わる人々、他、30 年間にわたる武田さんの活動を共にしてきた人々が集い、武田さんの思い出を語り合い、武田さんを偲ぶ時を共にしました。

「故人を偲びながら、袴田再審への思いを共有する機会になれば」という、この会の呼びかけ人のアピールによって、「袴田巌さんの再審を求める会」のメンバー ( 参加者 4 名 ) からも袴田さんの再審開始へ向けた闘い、袴田さんの現在の状態等について報告をさせていただき、今後の支援のお願いをしていきました。

武田さんが 30 年近くの間に担われた様々な活動の意義を改めて教えられ、その遺志を引き継いでいくためにも袴田裁判再審支援の輪の更なる広がりを実現していくことが残された者たちの義務であることを、強く思ったこの日でした。■

（江口記）





## 1・18 清水集会報告！

毎年恒例「袴田巖さんを救援する清水･静岡市民の会」主催の新年集会「静岡地裁は１日も早い再審開始を!」が今年も清水テルサで1月18日(日)に開催されました。「袴田事件」に関してはここのところマスコミを賑わせるような大きなニュースは特になかったにもかかわらず会場には約 70 人の参加者があり盛況でした。

集会は、主催団体の山崎事務局長が挨拶したあと、弁護団から現在育児休暇中の葦名ゆき弁護士が「袴田事件」に取り組む想いを語り、４月から弁護活動を再開することを宣言しました。続いて小川秀世弁護士が、成年後見事件で昨年末東京高裁が差し戻し決定を出したことや、昨年４月にひで子さんを請求人として静岡地裁に行った第２次再審請求を静岡地検が適法と認めず弁護団の存在すら無視している現状などについていつもの小川節でまくし立て集会を盛り上げました。そして弁護団と支援者がこれまでになくいい関係にあり、それによって弁護団会議が充実したことや新証拠発掘・証拠開示の分野で成果が上がっていることなども報告されました。

集会直前の１月 15 日にボクシング協会の新田会長が袴田さんとの面会を実現させていたので、そのとき拘置所に同行した私から面会時の袴田さんの様子を新田会長に代わって報告させてもらったあと、今回の集会のゲストスピーカーである布川事件の杉山卓男さんが登壇し、冤罪被害者としての体験談を親しみのある茨城弁で語ってくれました。なかでも印象に残ったのは、杉山さんと袴田さんが東京拘置所で同じクサい飯を喰った仲でお互いを「杉ちゃん」「イワちゃん」と呼んでおり、運動の時間には刑務官に隠れて色々な話をしていたと語ったことです。杉山さん自身もはっきり覚えているという話によれば、ある日袴田さんから「杉ちゃん、今日はいいことがあったよ」と話しかけられ、「どうしたの？」と聞き返した杉山さんに「裁判でいい証拠が出た。ズボンの装着実験をやったんだけどオレにははけなかった」と嬉しそうに話していたことがあったそうです。かの有名な東京高裁での５点の衣類の装着実験が行われた直後に、袴田さんはズボンがはけなかったことを嬉々として杉山さんに報告していたんです。この証言は５点の衣類発見時に袴田さんが家族に宛てた手紙に「これでますます有利になった」と書いたことを髣髴とさせてくれます。私はこの証言も新証拠にしてはどうかと思いました。

杉山さんの講演の後、主催者も予想していなかったサプライズゲストが名古屋から参加されました。島田事件で 1989 年に死刑台から生還した赤堀政夫さんです。赤堀さんはひで子さんとツーショットで並ばれ、連帯のアピールをたどたどしくも力強く行うと、会場からはこの日一番の拍手が湧きました。そして 75 歳を過ぎてもまだまだ元気なひで子さんが袴田さんとの思い出話を披露し、これまでの支援に対する感謝と今後の継続を求める言葉を述べました。

最後に集会アピールが主催団体の楳田代表から読み上げられ集会は無事終了しました。それにしても私が「袴田事件」に関わりはじめてもう何度清水に足を運んだでしょうか。その度に袴田さん支援の想いを新たにすることができる一方で、袴田さんを解放することができずいるもどかしさを胸に帰路につく、そんな思い出が空しく積み重なっていきます。■

（福田）









## 1・25 清瀬・救う会公開学習会にて新田会長の講演がありました。

1 月 25 日 ( 日 )、東京清瀬の カトリック清瀬教会にて、「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巌さんを救う会」主催の公開学習会「袴田事件―私の支援活動」と題した新田会長の講演がありました。

新田さん、25 日はお疲れさまでした。

非常に内容の濃いお話を 2 時間、耳をダンボにして聞き入りました。

協会内でのご苦労もあろうかと思いますが、新田さんの誠実な活動には頭がさがります。

一日も早くとの焦る思いで胸が詰まりますが、知恵を振り絞りアクションを起こし、多くの人たちに思いを伝えねばと強く感じました。

面会時の巌さんのシャドウ、ボクシングという命をかけた戦いをつうじて共有する、心からの叫びなのかと想像しました。

長い道のりにはしたくありません。力を合わせて頑張っていきたいと思います。■

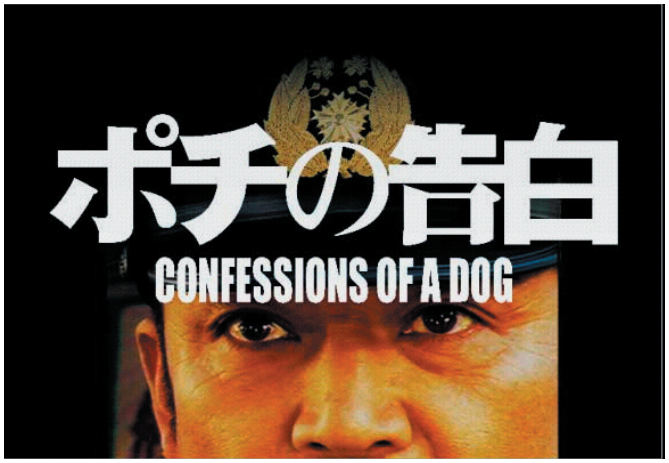
（豊島）






## 映画紹介

## 『ポチの告白』




袴田さんの支援活動などに首を突っ込んでいると、日本の警察は勧善懲悪の正義の味方だなどという無邪気な幻想はとうの昔に雲散霧消しているんだが、そんな私でさえまさかここまで腐っちゃいないだろうと思いたくなるほどこの映画で描かれる警察犯罪の悪徳ぶりはまさに「日本最大の暴力団」、行くところまで行っちゃってる感じだ。しかし長年警察の腐敗を取材し「袴田事件」についても『別冊宝島 平成日本タブー大全 2008』(宝島社)に寄稿しているジャーナリストの寺澤有氏が制作に協力しているんだから、エンターテイメント性を考慮した表現方法が多少大袈裟だったとしても、ひとつひとつのエピソードが実話に基づいていると考えてほぼ間違いない。だとしたらこんな映画はR18指定にしないといけません。絶対子供に見せちゃいけません。特に警察官の子供には。だって子供が悪いことをして注意した時に「お父さんだって悪いことしてるじゃん」とか「子供注意する前に署長注意したら」なんて真顔で言われたらどうします？



それはさておき、この映画、上映時間３時間15分という恐るべき長さなんだが、映画館の座席がいいのと主人公の警察官タケハチこと竹田八生演じる菅田俊の強烈な個性のお陰でそれほど苦にならない。大々的に宣伝されている「衝撃のラスト６分」の熱演は観る価値あり。でも私は笑いをこらえるのが大変でしたけど。(ふ)■



監督：高橋玄 出演：菅田俊・野村宏伸・出光元 2008年グランカフェ・ピクチャーズ製作作品 新宿K's cinemaで上映中。

**http://www.pochi-movie.com/**





## 袴田巖さんの再審を求める会再建計画

2009 年 2 月 1 日

会員・読者の皆さま

袴田巖さんの再審を求める会事務局

前号『さいしん』に「袴田巖さんの再審を求める会」の再建計画について皆さまにお知らせしましたが、その後会則案への様々な意見が会員から寄せられたため、この間それらを基に事務局内で修正案の検討を続けてきました。予定では昨年中に会則を定め、今年 1 月から新体制でスタートを切ることにしていましたが、事務局メンバーも日々の生活に追われているうえ、現在進行中の署名活動や面会活動、弁護団や他の支援団体との連携などを継続的に実施しなければならず、かつ会則について事務局メンバー間で微妙に意見が異なるため、会則修正案の取りまとめに予想以上に時間がかかっています。今回修正案を提示することができませんでしたが、できるだけ早期に会則を定め、袴田巖さんを支援する具体的活動に集中して行きますので、皆さまのご理解をお願いします。■




## 会報をお読みの皆様からのメッセージ（振込み用紙通信欄）を紹介します。

~2008 年 9 月分 ~12 月分より ~

●日頃は私事に忙殺している私ですが、さいしんの会報を読ませていただくと社会の矛盾に目を向けねばと反省させられます。陰ながら早期再審祈っています。（愛知県豊田市）

●今、私はジョン・グリシャムの「無実」（ゴマ文庫）という本を読んでいます。アメリカのような取調べの透明化が進んだ国でどうしてたくさんの冤罪事件が起きるのか不思議に思っていましたが、その理由が分かりました。ビデオは警察の都合の良い部分だけ、証拠隠しは日本と同じでした。証拠を隠した者こそ殺人（未遂）罪とすべきです。（福岡県久留米市）

●ガンバってください。（東京都武蔵野市）

●舞鶴女子高生殺害事件の弁護士はエライ！家宅捜索に異議申し立てをし、却下されると捏造を監視するため同行なんて！何しろ徹底捜索した後、石川さん宅のカモイから万年筆、袴田さん宅のタンスからはズボンの共布が出てきたんだから！（静岡県藤枝市）

●会費継続（東京都杉並区）

●がんばってください。（千葉県千葉市）

●袴田さんの健康が心配です。1 日も早い再審が願われます。（北海道江別市）

●会費お送りします。がんばって下さい。（静岡県焼津市）

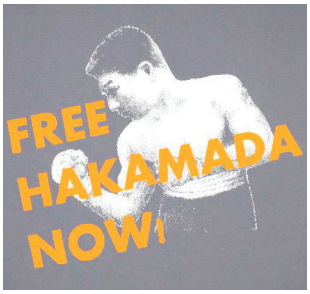
●少しですが寄付です。（秋田県秋田市）

●会員新規でお願いします。（東京都品川区）

●お手伝いできなくて申し分けなく思っています。できるときにはやらせていただきたいのでよろしくお願いします。今は、署名がんばっています。（神奈川県川崎市）

●いつもお世話さまです。（栃木県足利市）■

**ありがとうございます！！**



## 2008 下 期 会 計 報 告

会計報告（2008/7.3 ～ 2008/12.31)

| | 収　入 | 支　出 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 繰越現金残高 | -223,881 | | |
| 口座へ入金 | | 0 | |
| 会報製作費 | | 138,916 | 会報 22,23,24 |
| 食事費 | | 0 | |
| 交通費 | | 1,700 | |
| 通信費 | | 8,010 | |
| 事務費 | | 16,000 | |
| 学習会費用 | | 23,215 | 資料コピー代等 |
| 情宣活動 | | 80,996 | ビラ印刷・集会費用等 |
| 書籍売り上げ | 12,100 | | |
| | | | |
| 会費・寄付 ( 手渡し) | 38,715 | | |
| | | | |
| 口座より出金 | 485,000 | | |
| 小　計 | 311,934 | 268,837 | |
| 現金残高 | 43,097 | | |
| | | | |
| 会費・寄付振込み | (438,302) | | 62 件 (2008.7 月～ 12 月 ) |
| | | | |
| 口座残高 | 19,363 | | 2008.12.31 現在 |
| | | | |
| 合計残高 | 62,460 | | |

## 袴田巖さんや袴田事件への思いを募集！！

「さいしん」では、会員の皆様の声を集めて発信して行きたいと思います。

思いを同じくする人の声を発信して、私たちも袴田さんも少しでも元気になれればと思います。

カンパ振り込み用紙のメッセージ欄のみならず、封書やファックスでのメッセージ投稿もお待ちしております。もし面会時に「さいしん」が差し入れされた場合は、今なお獄中にある袴田巖さんにもメッセージが届くはず。

メッセージは最大で 200 文字程度でお願いします。

住所氏名を明記の上、当会宛てにお寄せ下さい。なお、掲載時には氏名は伏せさせていただきます。掲載時の住所は郡区市町村までの掲載とさせていただきます。（前ページにあるような掲載形式を考えています。）■（zan）

## カンパのお願い

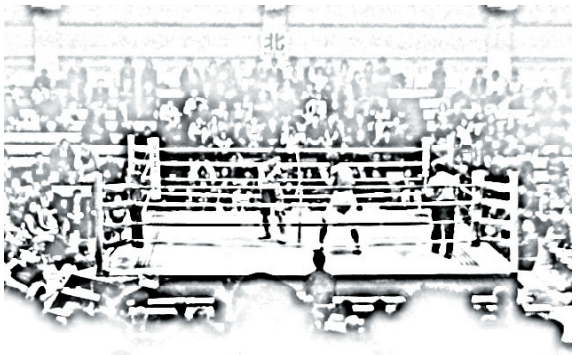
☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい。
☆ボーナスカンパ大歓迎！

郵便振替口座番号：
00120-3-410592

口座名称：
袴田巖さんの再審を求める会

## 活　動　報　告

11/26　弁護団証拠開示班会議参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
12/7　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
12/10　袴田さんに面会申込 ( 小菅・東京拘置所 )
12/14　テレビ朝日ひで子さん取材に同席 ( 丸の内・東京駅構内 )
12/14　シンポジウム「貧困から考える死刑」参加 ( 御茶ノ水・明治大学 )
12/14　武田さんを偲ぶ会参加 ( 千歳烏山・らくだ )
12/15　事件現場現地調査 ( 清水・横砂周辺 )
12/15　弁護団会議参加 ( 静岡・弁護士会館 )
12/19　弁護団証拠開示班会議参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
12/22・24　東京新聞取材応対 ( 川崎・新田ボクシングジムほか )
12/25　日本国民救援会に署名協力要請 ( 湯島・日本国民救援会本部 )
1/10　事件関係者聴き取り調査 ( 藤沢 )
1/12　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
1/15　袴田さんに面会申込 ( 小菅・東京拘置所 )
1/17　ボクシング試合会場で署名チラシ配布 ( 水道橋・後楽園ホール )
1/18　清水集会参加 ( 清水テルサ )
1/23　テレビ朝日取材応対 ( 向ヶ丘遊園・サイゼリヤ )
1/24　ボクシング試合会場で署名チラシ配布 & ブースアピール ( 水道橋・後楽園ホール )
1/25　救う会公開学習会 & 新年会参加 ( 清瀬教会 )
1/29　中学校の授業にて袴田事件を紹介 ( 飯能 )
1/30　弁護団会議参加 ( 東京・弁護士会館 )
2/1　『さいしん』25 号発送作業 ( 横浜・かながわ県民センター )



## 活　動　予　定

### 求める会

2/4　署名活動協力要請 ( 永田町・議員会館 )
2/14　定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/27　袴田さんに面会申込 ( 小菅・東京拘置所 )
2/27　法務大臣に署名提出 & 記者会見 ( 霞が関・法務省ほか )
3/29　『さいしん』26 号発送作業 ( 横浜・かながわ県民センター )

### その他の団体

2/18　弁護団証拠開示班会議 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/3　弁護団会議 ( 静岡・弁護士会館 )

### 編集後記

後楽園ホールでのあのチャリティ BOXING から、一年が経つ。もう一年…か、まだ一年…か。

あの日の長谷川穂積選手のミット打ちでのパンチの凄さがいまでも脳裏に焼き付いている。内藤大助選手と渡嘉敷さんの掛け合いでオークションは盛上がった。そして獄中の袴田巖さんに JBC から「名誉ライセンス」が授与された…。この一年も“負けられない闘い”が続いた。日本サッカーがアジア選手権予選でバーレーンにアウェイ敗れた。しかし次はW杯予選の豪州戦が待っている。おちおちくだ巻いて落ち込んではいられない。元気を出して次を闘い続けなければならない。■（ペンネーム zan）

